

広島公教育が異常になった背景⑤

～校長・教員らの連続自殺、部落解放運動の持ち込み～

校長や教員らの相次ぐ自殺について本誌で取り上げてきました。これまで教組の闘争に重点をおいて取り上げることが多かったですが、今回は別の面から自殺の背景を探ります。

別の面というのは「部落解放運動」の学校現場への持ち込みです。解同は「民主人民革命の徹底的遂行による部落民の解放」を解放運動の目的に掲げて結成しました。「独占資本と政府の差別政策を差別の元凶」と規定し、糾弾闘争をイデオロギー闘争ととらえています。解同は部落解放運動を激しく行ってきましたが、この部落解放運動を対政府闘争を頂点とする行政闘争として闘ってきたことを明らかにしています。階級意識はイデオロギー闘争によって培われると明言し、敵対的、階級的対立の見方で社会意識をとらえていることも明らかにしています。

つまり解同は政府や行政を敵として革命をおこそうという団体なのです。階級闘争によって政治的経済的支配権を獲得し諸権利を行政に認めさせる「民主人民革命」。部落に不利益な一切の問題を差別として行政に階級闘争する団体なのです。

行政闘争の理論的武器としたのが解放理論です。解同は50年にわたる闘争の中で部落解放の理論、つまり革命理論を構築しました。そしてそれをまた闘争で実践していくのです。解同の革命理論というのはこれまでも紹介しましたが3つあります。解同は公教育にも解放理論を持ち込み実践します。部落解放運動のイデオロギーがどのように公教育に持ち込まれ、悪影響を及ぼしたのでしょうか。

校長や教員らの自殺や自殺未遂は特に昭和51年と56年に集中しておきました。この51年と56年に何があったのでしょうか。51年と56年に焦点を絞って見ていきましょう。

51年は教員の自殺が2人、自殺未遂が2人、失踪事件が1人おきています。同じ高校で同和推進教諭と同和主担を務める2人の教員が自殺し、小学校長と市教委の主事が自殺未遂、小学校同和主担教員が遺書を残して失踪をしています。小学校長は差別事件で介入を続けられていました。

56年は1月から4月までの間に小学校長が3人も相次いで自殺し、11月には県教委の課長が自殺しています。県教委課長は元同和教育課長でした。

読んで分かるように、同和問題に関わる校長や教員の自殺が目立っています。何があったのでしょうか。

解同県連による主任制度阻止闘争の介入

「同対策答申」(昭和40年8月)が出され、「同対策事業特別措置法」が施行(44年7月)されると、これを武器とし、「3つの命題」で理論武装した行政闘争によって同和予算・同和施策は急速に拡大します。「糾弾」は多数を頼んだ暴力的恫喝です。過酷な糾弾は「リンチ」(私的制裁)であり、法の到底容認し得ないものです。しかし地方自治体に対する徹底した行政闘争をすべての闘いの基本とする解

同による糾弾闘争は「特措法」という法を得てさらにすさまじい行政闘争を展開していきます。

文部省が主任制度を実施するため昭和 50 年 12 月、学校教育法施行規則を改正し、翌 51 年 3 月 1 日から施行することを決定すると、解放同盟県連は主任制度に反対する広教組・広高教組を全面的に支持して闘います。

51 年 1 月 10 日の執行委員会で「主任制粉碎」闘争をすることを決定します。

「主任制導入は 33 年の勤務評定以来の教師に対する差別分断政策である」という理由です。「差別分断政策」というのは解同が構築した解放理論「3 つの命題」のうちの 1 つ、「部落差別の社会的存在意義」において主張しているもので、部落差別が現在でも残っているのは、政府や独占資本が人民を搾取・圧迫して支配するためで、部落民と人民を対立させて分裂支配の役割を持たせるために部落差別を温存助長しているというものです。学校現場で校長が主任を任命し、校長を中心とした学校経営をすることが差別であり、分断政策だという驚くような理論です。

この解放理論を使って、主任制度を教師に対する差別分断政策と断定して闘争を実践していったのが「主任制粉碎闘争」です。校長が主任を任命する権限を「差別だ」といって奪い取り、教職員が職場の支配権を確立する「民主人民革命」の実現をめざして実践していきます。

解同盟県連がどのようにして主任制度を粉碎したのか見ていきましょう。

解同盟県連は、1 月 20 日、県教委に対して抗議を行います。それとともに、「同和教育推進の立場から断固たる態度をもって県教委から文部省に対し厳重なる抗議を行え」と要求します。

この後解同盟県連は、各教師から主任制に反対する署名を取り、それを元に校長、地教委、教育事務所と団交し、主任制度阻止をしていきます。「下から上を包囲する」という戦術です。この手法は階級闘争する団体の常套手段です。教師の自宅を訪問して主任制度に反対する署名を集め、これを元に校長をねじ伏せ、次いで地教委、教育事務所を屈服させていき、県教委が主任制を導入しようにもできない状況を作り出そうという戦術です。

解同盟県連は 2 月 15 日の執行委員会で、①各教師から反対署名をとる運動を展開、②署名が県連に集約された段階で広教組・広高教組と連携を密にして、校長―地教委―各教育事務所の順で団交を展開する、という闘争方針を決め、17 日付けでこの方針を各支部に指示します。

2 月 21 日、県連は 200 名に上る同盟員らを動員して県教委と団交します。県連による団交は午後 1 時から 6 時間にわたり追及を行います。団交の最中、驚くような暴挙を行います。県教委の庁舎屋上から主任制に反対する懸垂幕を吊したのです。懸垂幕は 2 本、「主任制導入断固阻止」、「部落完全解放」と書いていました。総理府を 2 度にわたって占拠し(昭和 43 年 8 月、53 年 10 月)、解同の要求する「特別措置法強化延長」という懸垂幕を吊した事件を本誌 45 号・46 号で紹介していますが、同じような暴挙を広島でも起こします。革マル派や中核派などの過激派集団が、「革命理論とその実践」として東大安田講堂を占拠(昭和 44 年)して懸垂幕を吊したのと同じことをしたのです。

「主任制は実施しない」という地教委の確認書で県教委を包囲

解同は地教委との団交も進めます。2 月 25 日に府中市教育委員会と団交し、主任制の実施が困難になるような確認書をとります。

「主任制は同和教育に矛盾しないということが説明できない限り府中市としては実施できない」旨の

確認書で、解同に提出させます。この確認書を元にして市教委から県教委に対して説明を求めさせ、県教委が「主任制が同和教育に矛盾しない」ことを説明しない限り実施させないという戦術です。

2月27日には解同福山市協が福山市教委と団交し、

「主任制が同和教育を阻害する場合は実施しません。なおこのことを県教委へ強く要望致します」

「県教委に対しても部落解放同盟と接触を持って同和教育と矛盾しないことを説明するよう強く要請します。全然接触、説明が行われないという状態では我々としても実施できません」

旨の確認書を提出させています。こうして地教委を次々とねじ伏せていきながら県教委を包囲していきます。

県教委は主任制度の実施を3月1日に予定していましたが、2月26日広教組と広高教組の反対闘争にも遭い、実施を断念します。26日、広教組と広高教組は組合員ら2000人を動員して県教委と団交します。団交は午後3時から始まりますが、教組の厳しい追及に、県教委は返答に窮し、立ち往生して団交が度々中断してしまいます。団交は日付が変わった27日深夜になっても続けられました。そういう状況に追いやった中で県教育長から

「主任の実施については、許される限り教組とのコンセンサスが得られるよう努力する」

旨の言質をとります。そのため3月1日実施は事実上断念せざるを得なくなります。

県教委は主任制に反対する教組とコンセンサスを得ること、解同に同和教育と矛盾しないことを説明すること、これらをしなければ主任制度を実施することができなくなったのです。

解同県連の地教委からの「確認書」獲得は次々と進み、3月11日に県と団交した時点で、尾道・東広島市など21市町村教委が提出しています。

3月31日から4月2日にかけて広教協が組合員ら1000人を動員して団交しますが、県教委はこの団交の最中の4月1日、主任制度に関する県管理規則を改正して4月2日公布、5月1日施行の決定を発表します。

これに反発して解同県連が4月8日、県教委に対して団交します。小森龍邦県連委員長他150名の同盟員らが主任制度を導入した県教委を厳しく追及します。この時点で37市町村教委が「主任制が同和教育を阻害する場合は実施できぬ」「主任制が同和教育を阻害しないことを説明するよう求める」旨の見解を表明した「確認書」を解同に提出しています。

主任制度の実施は学校教育法施行規則という法令に従って県教委や市町村の教育委員会が行うものですが、解同は県内の地教委に団交して、主任制の実施が困難になるような見解を表明する「確認書」を地教委に次々と提出させていき、地教委から主任制を実施しないよう求める要求を県教委に対して出させ、地教委から県教委を包囲して実施できない状況をつくりだしていきます。

このような解同の戦術について、今井正監督が的確な指摘をしています。今井氏は映画「橋のない川」を制作した監督ですが、共産党員であるということで解同から映画の撮影や上映に関してあからさまな妨害を受けました。「『橋のない川』は差別映画だ」と言いがかりをつけ、各地の映画館や自治体に圧力をかけて会場使用許可の取り消しや上映中止に追い込みます。その際、解同の妨害について彼が述べたことを次のように紹介しています。（「同和利権の真相3 宝島社」）

「今井正監督はこうしたやり方をズバリ見抜いていた。まず自治体の幹部におどしをかけて屈服させ、傀儡にする。そして自分達は背後で糸をひきながら傀儡を前面に押し出して相手に攻撃をかけてくる。『解同』独特の戦術である」

行政を行政闘争で突き上げて屈服させ、「自らの要求として」「自己の主体において」要求させる。広島でも地教委を攻めて屈服させ、地教委が自らの要求として県教委に要求行動させる、まさに今井監督が言うとおりのことが行われたのです。

解同県連は県教委に対して団交をその後も繰り返し行います。5月19日、6月3日、6月21日と県教委を追及します。

解同の県教委に対する3度目の団交は6月3日、3時間にわたり行われました。解放新聞268号によると、この時点で主任制の導入について、県立高校では5月1日の管理規則施行後も「凍結状態」のままで、また市町村立校についても「市町村立学校管理規則案」の通知は5月15日になされているが、どの市町村も改正の動きはみせていない。これらの背景には、①84の県立校長が全員、「主任を任命しないと声明」。②県内87市町村教委のうち51市町村教委が「解放同盟と規則改悪をしないことを約束」していると明かしています。

教組や解同の激しい反対闘争が繰り広げられる中、それでも法令に従って主任制を実施しようと県教委は7月5日、主任に関する県学校管理規則を改正し、各県立学校長、市町村教委に学校管理規則「改正」の実施要領を通知し、次のことを指示しました。

- ① 主任の命免を実施要領に従ってすみやかに行き、7月20日までに報告を行うこと。
- ② 市町村教委の規則をすみやかに規則化すること。」

主任制度を骨抜きにする小森の提案

解同県連は同じ5日午後3時から県教委と5回目となる団交を行います。同時に県連は、各県立学校長に、「主任を任命しないよう」という「要請文」を送付します。また市町村教委には「主任制導入に関する県教委の会議招集に応じないよう」要求する旨の文書を送ります。そのため、7月16日に予定されていた「県教育長会議」が中止となりました。また7月20日までに「管理規則」を改正した市町村教委は20程度にとどまります。県立学校で20日までに主任を任命した学校も20校でしかなく、県教委は20日の期限を延期せざるを得なくなりました。

解同県連はさらに7月24日と26日、200人の同盟員らを動員して抗議を行います。3時間にわたり木下教育長らを追及します。

解放新聞県版に書かれた次の文章は、解同県連の力がいかに強いかをよく表しています。

「市町村教委は、解放同盟が合意しない上での実施はあり得ぬ — との態度をとっており、県内での主任制実施は、見通しのつかない状態になった。」(274号 昭和51年7月28日号)

教育行政を法令に従って行わなければならない市町村教育委員会が解同の要求に屈してしまい、外部の運動団体である解同と県教委が合意しなければ主任制度を実施しない等、法を無視した表明を次々していく。そのため主任制度の実施に見通しがつかない状態になったのです。極めて異常な事態です。市町村教委に「主任制の実施はあり得ぬ」との態度を表明させる解同県連の力、恐るべしです。8月現在において福山・三原・三次の各教育事務所管内は1市町村も規則改正ができていない状態でした。市町村ごとに設置する教育委員会制度がいかにひ弱であり、教育の中立性、主体性を守ることが困難であるということが露呈した事件です。

そもそも解同は主任制度の省令化に「絶対反対」です。合意するはずがありません。それでももしも県教委が合意を得ようとするならば、県教委が法の趣旨を逸脱するなど、妥協して解同の要求を呑む

しかありません。

では解同の要求というのはどのようなものなのでしょう。解同は主任制度化反対をどのように闘おうとしているのでしょうか。

小森龍邦県連委員長が「主任制度化反対をいかに闘うべきか」と題した文章で、主任制度を骨抜きにして、教組が職場支配を強めるねらいの闘争戦術を披露しています。

「彼らの(筆者注:文部省の主任制度化の)意図をくじくということは、任命制の主任制度を骨抜きにするということに他ならない。職場における民主的秩序が、これを機会にいつそう強化されることが、われわれの対処する道である。」(県版 278 号)

主任に関する管理規則改正の動きは、解同らが反対闘争する中でも教育事務所によって違いが出ていました。広島、海田、可部などの教育事務所管内では既に規則改正を行っていました。県立高校も夏休みの間にほとんどの学校で主任を任命していきしました。絶対反対だけでは阻止できないとみたのでしょう。2 学期を前に『絶対反対』を貫きながらも柔軟な戦術を展開します。

県連は 8 月 18 日に三次教育事務所、31 日に三原教育事務所、それぞれの管内の教育長会や校長会、教組を集め、主任制度が実質骨抜きになる提案をします。三次・三原というのはどちらの教育事務所管内も 1 市町村も規則改正ができていないところです。提案というのは主任制度を命じる「実施要領」を次のように変え、教委から教組に以下に記す覚書を示すというものです。

- ① 「主任等を命ずるにあたっては、教職員の意向」とある部分を「主任を命ずるにあたっては、教職員の意見を聴取し」と訂正する。
- ② 「教職員の意見を聴取し」とは、「全教職員の意見を尊重することであり職員会議の討議をへることである」ことを、教委側が覚書で教組に示す。
- ③ 「規則に規定する主任等として命ずることができること」とあるのを「規則に規定する主任等として報告することができる」と訂正する。

解同県連小森委員長の提案を教育長会や校長会では了承します。了承した名分は「教育現場の混乱を避けたい」ということでしたが、これによって学校現場は教組の支配が益々強まることとなります。

校長の指導と責任の下に生き生きとした教育活動を展開できるようにとの意図で文部省が制度化した主任制度は、その目的がまったく達成できないどころか、小森委員長の提案を受け入れることによって逆に校長の権限を制限し、教組による現場支配を強めるものとなってしまいました。校長が主任を任命するためには、職場で圧倒的多数を占める組合員の意見を尊重して職員会議で決め、それを認めなければ任命できなくなりました。これは組合員が主任の任命権や職場の支配を校長から勝ち取るという階級闘争です。③の主任を「命ずる」から「報告」に変えたのは、職員会議で教職員が決めた者を名目上の主任として「報告」することは認めるが、校長が主任として命じた者が主任として実働することは許さないという形だけの主任制度にしようというものです。水平社設立以来 50 有余年の闘争で構築した理論をもとにした解同の戦術に、階級闘争の知識をなんら持っていない教育長や校長が敵うはずがありません。主任制度を骨抜きにし、職場支配を教組が強めるという、解同の本当の意図を見抜けていないから提案を了承してしまったのです。

管理規則の改正により、これ以降主任制度は実態をとまなわない命免の報告でしかなくなりました。

校長・教頭の指導は通らなくなり、校長の権威は地に落ち、校内体制、校務分掌は校長の意思が全く通らないものになってしまった、教員の自殺や自殺未遂が集中した昭和 51 年はこのような状態になったのです。

解放理論とその実証である狭山闘争

校長や教員の自殺や自殺未遂が数多くおきた昭和 51 年。この 51 年は主任制度粉碎闘争とはまた別の部落解放運動が持ち込まれ、闘争が激しく行われた年です。何かというと、狭山闘争と「特別措置法」完全実施要求の闘争です。狭山闘争を公教育の現場に持ち込み児童生徒達に徹底的に学習させました。解同の理論、イデオロギーに基づいた教育ですから洗脳と言っても良いでしょう。解同の解放理論とその実践が公教育の現場に持ち込まれ行われたのです。

狭山闘争というのは、概ね次のようなものです。

昭和 38 年 5 月 1 日、埼玉県狭山市で高校 1 年生の少女を被害者とする強盗強姦殺人事件がおきます。犯人として石川一雄が逮捕され、一審で「死刑判決」が下されます。石川は控訴しますが、部落解放同盟や弁護士などがこれに加わり、逮捕や判決は差別によるものであると、闘争によって裁判の取り消しや再審請求を求める闘争です。

事件の約 20 日後、38 年 5 月 23 日に石川が逮捕されます。石川は一審の浦和地裁では「自白」を維持し、起訴事実を全面的に認めていました。昭和 39 年 3 月 11 日に死刑判決が出されます。控訴を申し立てた石川は二審の東京高裁で初めて無罪主張に転じます。

昭和 49 年 10 月 31 日、東京高裁は一審の死刑判決を破棄して無期懲役判決を下します。石川と弁護士を中心に、最高裁へ「上告」を申し立てますが、最高裁は昭和 52 年 8 月 9 日、上告棄却を決定します。さらに石川や弁護士が「異議申し立て」を出しますが、これも 8 月 16 日に却下します。これにより石川の無期懲役刑が確定します。解同や弁護士らは「再審請求の申し立て」をしますが、これも昭和 55 年 2 月 7 日、高裁は「再審請求棄却」を下します。解同・弁護士らは「異議申し立て」を行いますが、これも昭和 56 年 3 月 25 日、東京高裁が「異議申し立て棄却」します。

解同が狭山事件に強く関わるようになったのは事件から 7 年も後の昭和 45 年、控訴審の途中からです。同年 3 月に開いた第 25 回全国大会で狭山裁判を「差別裁判」と規定し、闘争本部を設置して狭山闘争を始めます。

実は狭山闘争というのは、闘争を通じて解放理論を実践し、実証しようとしたものです。解同の解放理論の一つである「社会意識としての差別観念」を実証しようとしたのです。石川の逮捕やその後の裁判、判決を解同は解放理論によって次のように断定しています。

「部落の青年が、部落なるがゆえの差別によって、不当に逮捕され、全くのデッチ上げと自白の強要によって無実の罪に落とし入れられ、あまつさえ死刑という最も極悪な極刑に処せられようとする…」(490 号)

石川の逮捕や裁判の判決は差別である、これは部落民に対する「社会意識としての差別観念がいかに根強いものであるかを実証しています」(491 号)というものです。石川が逮捕され、裁判で有罪となったのは部落出身であるという社会の偏見、差別によるものだ、という社会の部落に対する差別意識が引き起こしたという論理で狭山裁判の取り消しを求めて闘争を展開したものです。狭山闘争には解同の他、中核派、革労協、社青同解放派など、極左暴力集団も加わって闘争を展開します。

公判に打撃を与えるための闘争

解同による狭山闘争は非常に激しいものでした。昭和 45 年 4 月から控訴審公判が井波七郎裁判長のもとに開始されますが、井波裁判長が 47 年 2 月の公判をもって審理を打ち切り有罪判決を下そうとしていると見た解同は反発し、「大衆的な世論をまきおこすため、100 万人署名運動」に取り組みます。さらに 5 月から 6 月にかけて鹿児島を出発点にした『同対審』答申完全実施・特別措置法具体化・狭山差別判決取消要求国民大行進」を行い反対闘争を盛り上げます。こうした闘争の結果、公判に影響が出ました。次のように解同が明らかにしています。

「こうした運動の盛り上がりの結果、井波裁判長は在任中の結審を断念、72 年(昭和 47 年:筆者注) 11 月に退官した。後任には寺尾正二裁判長が任命されたが、約 1 年間、公判は開かれなかった」(部落解放 2024 年 9 月 859 号 部落解放史の最前線 友永健三)

「2 月公判で事実審理打ち切りを強行しようとする東京高裁井波七郎裁判長の反動的な姿勢に大きな打撃を与えた」(部落解放研究所編 全国大会運動方針第 2 巻 P623)

「こうした世論におされて井波裁判長は同年 2 月結審策動を断念せざるをえなかったが、さらにその後の 6 月から 7 月にかけての国民大行動の取組や、百万人署名の達成など運動の盛り上がりは、井波裁判長の 11 月退官前にみずから判決を下すという野望をうちくだし、狭山闘争の新しい局面をきりひらいていった」(同上)

裁判長に打撃を加え、公判に影響を与えようと、大行進や 100 万名署名の闘争を行ったと明らかにしています。公正であるべき裁判が闘争によって歪められたのです。井波裁判長は、2 月以降も 4 月、9 月と結審の意向をみせていましたが、激しい闘争によって在任中の結審を断念させられる、それほど激しい闘争だったのです。

退官した井波裁判長に代わって寺尾正二裁判長が任命されましたが、公判は約 1 年間開かれず、再開されたのは 48 年 11 月からです。翌 49 年には公判が 2 月、3 月、5 月と行われました。そして 9 月の公判で弁護団と石川の最終弁論と最終意見陳述が行われることになりましたが、これに対応して解同は、新たに「新 100 万人署名」を始め、8 月から 9 月にかけて「狭山裁判取消」を求め 3 度目となる「国民大行進」を行い全国的に世論喚起を図ります。最終弁論は 9 月 3 日から始まりましたが山場となった最終日の 9 月 26 日には代々木公園から日比谷公園までデモ行進し、その後中央総決起集会を行います。公判闘争はすさまじく、東京高裁前には 10 万 5 千人を超える同盟員や労組員などが結集しました。狭山署名で集まった数も膨大で、解同本部発表によると、第 1 次署名で 238 万人、第 2 次で 82 万 2889 人の署名を勝ち取り、合計 320 万人を超えるものになったと明らかにしています。(県版 180 号)

高裁での判決が出される 10 月 31 日、高裁周辺は異常な状況に包まれました。東京高裁から道一筋隔てて日比谷公園があります。日比谷公園には裁判を差別として反対する同盟員、労組員ら諸勢力が早朝から詰めかけ、約 3 万人が結集します。高裁に向けて「狭山差別裁判を打ち砕こう」「インターナショナル」「解放歌」を合唱し、シュプレヒコールを繰り返します。大群衆の闘争によって公判の結果を変えようと結集したのです。

裁判所の占拠 裁判長を襲撃

このような状況下で寺尾裁判長は、原判決の「死刑」を破棄し、「無期懲役」刑を下しました。この判決が下されるや日比谷公園に結集した同盟員らから怒りと抗議の声があふれます。その後、東京高裁寺尾裁判長による狭山差別裁判と非難してデモを行います。解同中央委員長・中執らと社会党議員団らが高裁に入り厳しく糾弾をします。判決を不服として裁判所を糾弾するというのは極めて異常です。

解放新聞県版にはこの時の様子を次のように報じています。

「この日の東京高裁周辺。警視庁指揮だけでなく、警察庁直轄の指揮により東京都近郊から約 2 千人の機動隊員が全国動員された。また、寺尾本人も自宅を抜け出し、家族も疎開させた」(県版 185 号)

「狭山公判以外はすべて休廷にし、装甲車 20 台を配置、機動隊員はタテを持って、幾重にも裁判所を取り囲むという戒厳令さながら」(694 号)

寺尾裁判長本人だけでなく、家族が疎開しなければならない程身の危険が迫り、かつてない大規模な警備を必要とした、まさに異常な裁判闘争だったということが分かります。実際、狭山裁判では実力行使する闘争や傷害事件が起きました。最初の事件は昭和 44 年 1 月に起きます。狭山裁判の判決を出した浦和地裁を不法占拠するという暴挙です。谷元昭信氏は著書で、部落出身青年を含む新左翼系の者らが浦和地裁を占拠という実力行使をしたと次のように明らかにしています。

「1969 年 11 月 14 日には、部落出身青年を含む新左翼系の関西部落研のメンバー 5 人が、『狭山差別裁判実力糾弾』『石川一雄実力奪還』を掲げ、死刑判決をおこなった浦和地裁を占拠するという挙に出た。」(戦後の部落解放運動 解放出版社)

友常勉も占拠事件を次のように記しています。

「1969 年 11 月 14 日の部落出身の 5 人の浦和地裁占拠闘争がある。地裁占拠闘争のメンバーは、関西部落研に所属し、部落解放同盟の支部で活動していた沢山保太郎のほか、4 名の高校生であった。彼らは 11 月 14 日浦和地方裁判所を占拠し、『狭山差別裁判実力糾弾』『全国部落青年は総決起せよ』の垂れ幕を掲げ、警官や職員に瓦や火焰瓶を投げつけて 2 時間にわたって抵抗し、逮捕された」(戦後部落運動史 永続革命の行方 河出ブックス)。

沢山は中核派の活動家でもありました。彼らは浦和地裁を占拠して大屋根に登り、火焰瓶を投げつけるという武装闘争を行ったのです。

この占拠闘争は衝撃を与え、翌 45 年 1 月、解同委員長朝田善之助が「解放新聞」の新年挨拶で狭山闘争を「わが同盟の存在をかけた重大なたたかい」と宣言するに至った。と明らかにしています。この占拠事件が狭山闘争の展開を促したのです。

高裁を指揮した寺尾裁判長が襲撃される事件もおきます。石川に「無期懲役判決」を下した 2 年後の 51 年 9 月 17 日朝、出勤途中であった新宿区の路上で襲撃され負傷します。公正な裁判を行うべき裁判長が襲撃されるという、身体・命の危険に晒されたのです。解放新聞では襲撃した者について「何者かによって襲撃され、負傷した」(県版 284 号)と記しています。襲撃したのは反帝学評のメンバーら 3 人によるものとみられています(読売新聞)。Wikipedia では「社青同解放派」が事件を起こしたと記しています。いずれにせよ左翼過激派集団です。

解同中央本部は同日、『寺尾判事襲撃事件』についての見解を発出し、

「これらの行動に及んだ者は、わが部落解放同盟とは全く無関係の者であることは、いうまでもない」と、事件と解同が無関係であることを主張します。さらに続けて、

「しかし今回の『事件』の背景に、寺尾判事が狭山第 2 審判決において示した差別性・不当性が存在していることを、我々は見逃すことができないのである。」

と、寺尾裁判長が下した判決が差別であり不当であるから事件が起きたのだと、寺尾判事の判決に事件の原因があるように主張します。本当にそうでしょうか？ 解同は「判決に限りない不満と怒りを抱いている」と表明し、

「狭山裁判が差別裁判だと訴える映画『造花の判決』100 万上映運動や 200 万署名活動、狭山 50 万パンフの配布を通して寺尾判決は差別性・不当性があると徹底的に宣伝し、全国民の世論を動かして、世論によって最高裁を包囲してその中で判決を出させようと日々奮闘している」

旨、同「見解」の中で明らかにしています。「判決に限りない不満と怒りをいだいている」解同が展開する上映運動や署名活動、狭山パンフによって、限りない不満と怒りを持った世論づくりをしていたのです。そういう中で襲撃事件が起きたのです。

共同闘争態勢の構築

昭和 49 年 10 月 31 日の東京高裁寺尾裁判長による「無期懲役」判決。狭山裁判の弁護団は即日最高裁に「上告」の手続きをとります。こうして狭山闘争は最高裁を舞台として展開されることとなります。高裁の「無期懲役判決」は解同に相当なショックを与えました。狭山裁判が差別裁判だと訴える決起集会、上映運動、署名活動等を徹底して展開していたにもかかわらず有罪判決は覆らず「無期懲役」判決が下されたからです。

解同中央本部は 11 月 11 日に拡大中央委員会を開き「共闘会議の組織と共同闘争を強化し戦い抜く」という新たな「狭山闘争方針」を決定します。情勢認識の甘さ、闘争形態にも問題があった、最高裁に対する闘いは決して容易ではないと総括します。機関紙に次のように記しています。

「勝利は、労働者階級をはじめとする全人民の共同闘争を強め、闘いぬく以外にはあり得ない」(県版 189 号)

階級闘争する諸勢力を結集してこれまで以上に激しく闘争を行う方針を決定します。具体的には、

- ① 各級組織で共闘会議を組織すること、共同闘争を強化すること。
- ② 最高裁に対して、石川の保釈を求める要請決議を、各級組織、労働組合、諸団体で作成、提出・送付するとともに署名活動で世論を盛り上げる。
- ③ 極めて重要な局面においては、大衆的な実力を行使する闘争の準備と、共闘する労働組合に対してストライキ・ゼネストでたたかうことを呼びかけていく。です。

共闘勢力の組織、共同闘争は実現します。昭和 50 年 12 月、「部落解放中央共闘会議」を結成します。部落解放同盟と労働組合等との共闘組織です。部落解放運動の理論で階級闘争する一大組織を結成したということです。共闘会議には、総評、自治労、日教組、全逓、全電通など20もの産業別労働組合が参加しました。部落解放運動・階級闘争を共闘して恒久的・永続的に行う大組織の結成に成功しました。

共同闘争を強める闘いは、「被差別統一戦線」の結成や「国際連帯」強化への闘いにも展開します。解同は昭和 49 年 3 月の第 29 回全国大会で決定します。「被差別統一戦線」というのは、在日朝鮮人、アイヌ人、沖縄県民はじめ南西諸島出身者、身障者、農村・産炭地の労働者、スラム居住者らを被差別民とみなして、これらの人々と共同闘争組織を作り闘うというものです。「国際連帯」というのは、中

国やロシア、北朝鮮などの社会主義諸国との連帯を強めることと、アメリカや西欧の自由主義国を帝国主義としてそれに反抗して闘っているアジア・アフリカ・ラテンアメリカ、アラブ諸国民をはじめとする被圧迫・被抑圧人民との交流を強めるというものです。

こうして国内の一切の被差別人民と連帯し、労組や政党などと共同闘争を強化するだけでなく、世界にも広げ、自由主義国に対抗し社会主義をめざして階級闘争する人民、団体を組織し、あるいは連帯して闘争することを決定したのです。

共闘組織はどのように拡大して、どのように共同闘争を行っているのでしょうか。谷元は、
「多くの場合、糾弾闘争を通じて共同闘争を拡大してきたことも事実である。」

「今日の第3期部落解放運動は、このような共闘団体を基盤として『共同闘争主導の時代』として展開されているのである。」

と明らかにしています。(戦後の部落解放運動)

昭和49年に提唱した「被差別統一戦線」は共同闘争重視の方針を打ち出し、翌年に「反差別共同闘争」と名称を変更して共同闘争の幅を積極的に広げます。その結果、言論界や企業界、労働界、宗教界、メディア界などに共闘組織を拡大することに成功します。

「部落解放中央共闘会議・地方共闘全国連絡会議」(昭和50年 労働界との連帯)、「差別とたたかう文化会議」(昭和50年 言論界との連帯)、「同企連」(同和問題企業連絡会)(昭和53年 企業界との連帯)、「同宗連」(『同和問題』にとりくむ宗教教団連帯会議)(昭和56年 宗教界との連帯)、「人権マスコミ懇話会」(昭和59年 メディア界との連帯)

「同企連」や「同宗連」の結成は、部落解放同盟の糾弾を受けて結成されたものです。部落解放運動が糾弾闘争によって企業界や宗教界との大規模な共同闘争の態勢を確立することに成功したのです。「同企連」「同宗連」が部落解放運動を推進していく有力な構成員となったのです。谷元はその意義を次のように述べています。

「これまで日本社会に大きな影響力をもつとともに保守政治勢力の強力な支持基盤であった経済界・宗教界が、部落解放同盟の糾弾を受けて、差別撤廃・人権確立の取り組みの陣営に参入してきたことは、日本社会にとって大きな画期であった。この動きは、保守政治勢力に驚愕をもたらした『静かなる震撼』を引き起こしたといってもよい。」(戦後の部落解放運動)

共同闘争の拡大は「部落解放基本法」制定運動につながります。昭和60年5月、「部落解放基本法制定要求国民運動中央実行委員会」が発足します。実行委員会には、部落解放同盟の他、労働界、教育界、宗教界、企業界、言論界、マイノリティ(女性差別、障害者差別、民族差別)諸団体、全国34都府県実行委員会など広範な団体が加わります。

「同企連」や「同宗連」が部落解放基本法制定に向けて自民党議員への要請活動を果敢に展開し、議員個人の賛同署名を多数獲得し、一時は国会議員の賛同署名が衆参各院で過半数に達する状況を作り出します。谷元は次のように記しています。

「この事態の出現は、政権与党にとって無視できない動向であったことは事実である。日本社会が徐々にではあるが変わろうとしていく確かな兆候であった。」

昭和51年3月に国際人権規約が発効しますが、解同は人権規約が発効する直前に開いた第31回全国大会で「我々は人権規約を闘いの有利な武器として活用するとともに、その批准を政府に断固としてせまる闘いの先頭に立たねばならない」との運動方針を採択します。各界を巻き込んだ批准運動、政

府・与野党国会議員への要請行動を行います。この闘争が功を奏して日本政府は昭和54年6月に条約を批准します。この国際人権規約に規定した国際人権基準の視点の獲得は、その後の「部落解放運動」の質的転換に大きく寄与した」と記しています。また「女子差別撤廃条約」(昭和54年12月国連採択)など、その後の「人権規約」批准運動推進の中核を担っていったことを明らかにしています。

部落解放基本法制定運動はさらに実行委員会の構成団体を拡大していき、地方自治体での部落差別撤廃・人権確立という名目の「条例制定」運動と連動していきます。同時に国際連帯活動も展開します。解同は上杉委員長を団長として昭和60年5月、北朝鮮を訪れ金日成主席と会談し、日朝交流活動に尽力したいと伝えます。さらに同年11月にはソビエトにも訪問し交流を再開します。独裁国家と国際連帯です。

国際連帯の活動を国連人権活動と直接結びつけようという取り組みを昭和58年から開始します。精力的な「国際人権活動」を展開し、昭和63年1月、「反差別国際運動」(IMDAR＝イマダー)を結成します。日本に本部を置く国際人権 NGO で、国連との協議資格を持つことが承認されています。谷元は「特筆しておきたいのは、国際人権活動の取り組みを部落解放運動と合流させ、マイノリティ諸運動に拡大させ、日本の人権政策に国際人権政策を結合させた最大の功労者は、友永健三(当時部落解放研究所理事・所長)であったことを記憶にとどめておきたい」と記しています。LGBTQに関する法律等、マイノリティ諸運動の拡大は国連人権活動、部落解放運動によるものだったことを明らかにしています。国連の人権規約を武器として使い、日本の人権政策に影響を与えたのです。

なぜ解同が階級闘争する人民や団体と共同闘争し、共産主義独裁国家と国際連帯するのかというと、解同自身が階級闘争する団体であり、解同の解放運動・解放理論が社会主義革命を目指しているからです。解同は 29 回大会の運動方針で、解放理論が「社会主義をめざす闘いとたたき結びついている」と明らかにしています。戦後の日本の政治体制を独占資本による支配を維持する資本主義体制と見なし、資本主義社会は階級社会であり、部落差別は階級的搾取の一形態として存在している旨述べています。資本主義である限り部落差別はなくならないという考えです。この考えは「部落解放を民主人民革命によって成し遂げる」ことを目的に戦後の昭和21年、部落解放全国委員会を結成したときから変わっていません。ですからこのような運動方針が出され、階級闘争する人民や諸団体と共同闘争するのです。

広島でも 51 年 5 月、「部落解放広島県共闘会議」を結成します。国労、動労、全通、全電通、自治労、広教組、広高教組、全専売、全林野など多くの労組、職員団体が参加します。部落解放を掲げ、「同対審答申完全実施」「特別措置法具体化」「狭山闘争」を掲げて共闘する巨大組織が誕生しました。

重大な局面を迎えた昭和 51 年

さて本題に戻ります。狭山闘争にとって昭和 51 年は重大な局面を迎える年となります。同年 1 月 28 日を提出期限とした「上告趣意書」の提出と、これを受けた最高裁が上告を受理するか、棄却するかという重大事がある年だったからです。

解同中央本部は前年の 50 年 12 月、闘争を今後 3 段階にわたって展開するという狭山闘争方針を決定します。上告趣意書提出期限の 1 月 28 日に向けて「第 1 段階」、石川を不当に逮捕したとして 13 年目になる 5 月 23 日に向けて「第 2 段階」、10 月 31 日に寺尾裁判長の無期懲役判決を糾弾する

「第3段階」として、この3段階闘争を展開します。特に全国大会後の4月から5月23日までを「最大の山場」として闘争を展開します。闘争の目的は次の3つです。①最高裁に上告を受理させ、口頭弁論、事実審理を行わせる。②石川を即時釈放させる。③最高検に証拠を開示させる。

これらを3大スローガンにして、運動の組織化を行い、裁判が差別裁判であることや上告趣意書についての学習を行い、「狭山」についての全校学習会、職場決起集会を呼びかけ全国的な闘争に展開します。また「狭山百万署名に全力をあげる」。毎月23日闘争を全国化させる。5.23石川逮捕を最大の山場にして「狭山」同盟休校、納税拒否闘争を展開し、労組には当日「狭山スト」を要請する。狭山闘争を通じて部落解放共闘組織や反差別共同闘争戦線づくりを進めます。

狭山百万署名の広島県連への割り当ては5万で、各支部は狭山デーに総力をあげるよう方針が示されました。県内の諸労組に共闘を働きかけて県共闘会議の結成(5月12日結成)を進めるなど県内闘争を激しく行います。

闘争の第1段階の1月28日には東京・社会文化会館で中央集会、夜には日比谷音楽堂で1万人集会で決起します。これをはじめとして全国でも決起集会を開きます。中央集会では運動の組織化を図ります。中央集会に参加したのは部落解放同盟、部落解放中央共闘会議、差別とたたかう文化会議を中心に、社会党・公明党・民社党などの政界、労組を中心とする労働界、宗教界、学者・知識人・芸能人、マスコミ関係、弁護士等、各界・各層の代表者を網羅しました。

最大の山場5.23 狭山同盟休校

闘争の第2段階の5月22日には、部落解放運動史上かつてない規模で「狭山」同盟休校闘争を展開します。同盟休校の闘争に突入したのは19都府県にのぼり、闘争に参加した児童生徒は10万人に達します。この同盟休校は「奨学金増額」などあらゆる解放教育要求運動闘争と結合して行いました。都府県連や地協が労組など諸団体と共闘して決起集会や狭山スト、年休闘争などを行います。5.22～5.23闘争の参加者は30万人に達しました。教組や同教、自治労等との共闘は、各々の団体の要求と結合して行います。例えば教組ならば主任制導入反対。同教ならば解放教育樹立要求、自治労では地方財政問題と結合させて闘争しました。

解同広島県連は県内を22の拠点に分けて同盟休校闘争を行います。206校、1787人が同盟休校に突入しました。(小学校85校、778人。中学校62校、561人。高校59校448人。合計206校、1787人)(県版270号)

小森龍邦県連委員長は同盟休校の目的について、

「狭山同盟休校は敵権力に打撃を与えることは勿論、部落解放運動を質的に高める試金石になる。」(県版265号)

と述べています。最高裁を司法権力として敵視する階級闘争です。同盟休校という力によって、上告を受理させ、最高裁での口頭弁論と事実審理をさせようというものです。解同は同盟休校を「最高戦術」としています。(県版266号)。300万を超える署名を集めた第2審は「裁判史上特筆すべき闘い」でしたが、それでも寺尾高裁裁判長の「無期懲役」という判決を打ち破ることができなかったため、「同盟休校」の戦術をとったのです。

県内の各地の小中高校で、解同支部の児童生徒らがゼッケンをつけたり、プラカードを手にしながら

登校します。いくつか紹介しましょう。豊地区では校門前で「石川青年は無実だ」とのビラを配布、1 時間目、児童生徒らがクラスの生徒の前で「部落民宣言」を行いビラの説明を行います。宣言後、集会所に集合し総括。午後からは支部員とともに全戸にビラ入れを行いました。新市町では小中学生が各クラスで「宣言」し、支部旗を先頭に新市小学校から解放会館まで300mのコースを行進しました。高校生は学校別にゼッケンをつけて登校し、ゼッケン姿のまま各クラスで「宣言」し、その後総決起集会に参加しました。府中市協内の岩谷小では講堂に集合した全校生徒の前で「部落民宣言」と同盟休校の宣言をし、学校を去りました。第一中学校でも各クラスで「宣言」後、体育館で生徒全員を前に同盟休校を宣言しました。県立府中高校でも体育館に集まった生徒の前で「突入宣言」を行い、シュプレヒコール、全員の拍手で見送られ、府中市隣保館で午後の集会に参加しました。

労組も市職も闘争に呼応します。府中市職は支援ストを展開します。職場集会では部落出身行政職員の代表が「闘争宣言」を行います。福山市職労も時間内職場集会を開き、出身職員を代表して川崎卓志が闘争宣言を力強く読み上げました。(県版 266 号)

闘争をさらに強化した10. 31闘争

闘争の第3段階の 10 月 31 日は、闘争戦術を 5.22 よりさらに強化します。中央委員会は「最高裁へ影響を与える至上の闘争が必要」として方針を決めます。これは年内にも上告棄却の可能性があると情勢を分析した解同の危機感によるものです。具体的な闘争の取り組みとして、①10 月 27 日から 5 日間、中央、各都府県庁、市町村庁舎で全国一斉にハンガーストライキを展開する。②各学校で、10 月 31 日(土)に 1 時間以上の全学狭山学習会を実現する。映画「造花の判決」の全学上映実現に努める。③都府県・市町村議会に最高裁に対する議会決議をさせる。④狭山百万署名を 11 月をメドに達成する。⑤「石川さんは無実だ」50 万パンフ普及運動を強める。というものです。

「狭山闘争の反権力闘争としての性格をしっかりとおさえると共に、労働者階級をはじめとする全ての国民諸階層に幅広く部落差別にもとづくえん罪事件としての狭山事件、狭山裁判のことを訴え、全国民運動として狭山闘争を発展させてゆかなければならない」を闘いの基本方針とします。

10 月 31 日、中央本部が主催した中央集会には約 10 万人の同盟員や労組員が明治公園に結集し、その後日比谷公園までデモ行進しました。広島では 10 月 27 日から県内 5 ヶ所でハンストに突入します。福山 5 人、尾道 5 人、東広島 7 人、呉 5 人、庄原 5 人の計 27 名が各市庁舎前で「突入宣言」を行い決行しました。29 日には県庁舎前でも 8 人が突入。広教組・高教組や各労組員多数が激励します。

10 月 30 日、県内の小中高校では、「10. 31闘争」の取り組みの一環として「狭山全学学習会」を行いました。県立府中高校では特設ロングホームルームを設け全校生徒に狭山事件について学ばせます。解奨生の 3 年生が放送を使い、全校生徒に「狭山事件の真相」を訴え、「熱心なホームルーム討議を展開して下さい」と呼びかけ、その後、各クラスで討議を行わせています。

最高裁に事実審理・口頭弁論を行わせるために狭山事件の学校現場へ持ち込み。公教育現場へ部落解放運動が持ち込まれたのです。石川が部落出身ゆえの差別によって逮捕され、差別裁判を行っているという、解同のイデオロギーである「社会意識としての差別観念」という解放理論を生徒にすり込むのです。いわば洗脳です。映画「造花の判決」を全児童生徒に見せるのも洗脳です。狭山事件・狭山判決は差別だと決めつけたいわばプロパガンダです。狭山全学学習は、階級闘争する教育労働者となっ

た教員らが行いました。狭山闘争で広く世論に訴え、「最高裁への影響を与える至上の闘争」として編み出した階級労働者が行うハンストに連帯して行いました。

このように「反権力闘争」(県版 255 号)として狭山闘争が県内の小中高校の学校現場で繰り広げられたのです。

教職員らが多数自殺した昭和 51 年は、特措法が期限切れまで 3 年と迫った年でした。昭和 44 年 7 月から施行された特措法(同和对策事業特別措置法)は 54 年 3 月まで 10 年の時限法で、残る期間はあと 3 年間となっていました。解同は 3 月の第 31 回全国大会で、「特別措置法即時具体化要求のたたかいは、期限の残り 3 年という時点になってもなお数多くの問題が残されていた」という認識で、「我々は 10 年の約束の完全履行、残り 3 ヶ年ですべて実施せよと迫るべきである」として、今年の部落解放運動の基調を「共闘体制をさらに徹底的に強めて、最高裁段階における狭山闘争を広範な世論の支持のもとに展開すること、およびこれと結びつけて、『特別措置法』残り 3 年の闘いを本格的に闘いすることである。」と決定します。

広島では 5 月 12 日に「部落解放県共闘会議」の総会を開き、①「同対審答申」「特別措置法」の完全実施 ②狭山差別裁判闘争 ③解放教育の推進、解放のための学習強化 の 3 項目を活動方針として決定します。(県版 259 号)

こうして残り3年間で「特措法」具体化を徹底しろと、国や地方自治体に迫る闘いとなった年でした。教職員らの相次ぐ自殺はこの51年の4月から5月に集中して起きています。

- ① 4月28日、新市町の常金丸小学校の同和主担教諭が遺書を残して失踪。
- ② 4月、庄原市立川北小学校の校長が差別事件がもとで、飲めぬ酒を飲み自殺未遂。「差別事件」があるとして介入を続けられていました。
- ③ 5月16日、県立府中東高校の同和推進 D 教諭(25才)が山中で首つり自殺。同校は3月から「差別事件」があったとして糾弾を受けていました。
- ④ 5月24日、県立府中東高校の同和主担 E 教諭(40才)が墓地裏の松林で首つり自殺。
- ⑤ 7月1日、福山市教委の社会教育課主事が遺書を書き残して自殺未遂。

(①から⑤までの自殺や同未遂事件に関しては本誌14号に詳細を載せています。)

教員らの相次ぐ自殺や失踪は、解同が3段階にわたって闘争した第2段階目の時期とまさに重なります。上告趣意書提出期限の1月28日から石川を不当逮捕したとする5月23日までを「最大の山場」として闘争を激化し、総力をあげていた時期です。府中東高校では連続して自殺者が出るという惨事でしたが、2人が亡くなった間には、「5. 23狭山デー」がありました。同校では2月に生徒の発言が「差別発言」とされ総括が行われていました。その時の同和主担者が E 教諭で、D 教諭も同和教育部の一員でした。3月から糾弾を受けていました。解同が同盟休校を計画した5. 23に向けて学校はその取り組みのために連日連夜「地域進出」を行っていました。同和黒書①によると、E 教諭は「地域進出」をして夜12時を過ぎて帰宅することが多かったこと、D 教諭は疲労が極限に達していて、その中でおこったと指摘しています。

昭和 51 年は衆議院が解散され総選挙が行われる年で、県連委員長小森龍邦が社会党から出馬を表明し精力的に活動をした年でした。当初 4 月、5 月といわれた衆議院の解散に向け小森は前年から 1 年かけて3区内38会館で個人演説会、50会場で座談会を開くなど選挙闘争を展開します。県連は50年8月の第23回大会で小森を「国政に送ることを促進させる決議」を満場一致で採択し、「次期衆議院選挙に勝利する万全の態勢をさらに強化」、「日常活動のすべてを次期衆議院選挙闘争に結びつけてたたかう」、「わが県連の各級組織は、全機関を上げて組織強化の立場から次期衆議院選挙闘争を最優先してたたかう」取り組みをすすめていた、そういう年でした。(県版227号)

実際の総選挙は12月5日に行われ、小森は落選しました。

国会で多数の議席を得どころか、国政選挙に立候補しても当選すらできない。それにもかかわらず、主任制度の反対闘争や学校への部落解放運動の持ち込みについて絶大な力を持ち、影響を与え続けます。行政は中立でなければならないにもかかわらず、革命を目的として政治闘争・政治活動する小森や解同からの団交や糾弾を受け入れ、行政が主体性を失ったためです。

多くの教員の自殺や自殺未遂があった昭和51年はこのような闘争が行われていたのです。

昭和51年は、高校の選抜入試制度等が大きく変わった年でもありました。学区の変更と総合選抜制度の実施です。これも部落解放運動によって変更されました。

広島県の公立高校の入試は広島市内で 5 校が総合選抜制度を実施していましたが、他はすべて単独選抜でした。学区も昭和 37 年から県内を4学区とする大学区制をとっていました。これが51年4月から学区を14学区制にし、新たに県内6地区で総合選抜制を実施します。なぜ学区制と選抜入試制度が変わったのでしょうか。

変わった原因、実は昭和45年12月に県立三次高校で解放奨学生の子供生徒が自殺したことによりあります。自殺した女子生徒は実家が三次市から遠く離れた東城町にあり、そのため彼女は下宿して学校に通っていました。当時三次高校は共産党を支持する教員が多く、解同は三次高校の同和教育の誤りが自殺事件を引き起こしたとして介入し糾弾しています。(自殺にいたる詳細は本誌13号・41号に掲載しています)

制度が変わったのは、遠距離通学だと「地域進出」ができない、単独選抜は「学校間の格差を助長する差別・選別の反動教育」という理由があるのです。

総合選抜は生徒にとって、実力があっても必ずしも希望の学校に進学できる制度ではありませんでした。また学校間格差が解消できるとして導入しましたが、逆に同一高校内での生徒間の学力差は非常に大きくなり、落ちこぼれが多く発生し、広島県全体で学力の低下を招きました。また各学校の特色はなくなり、大学への進学実績も振るわなくなり、難関校へ合格者できる者はほとんどいなくなりました。平成11年度東大・京大合格ランキングでは全国45位にまで沈みます。(月刊正論 平成11年7月号)。岡山県に隣接する福山市を中心とする第9学区の生徒らは、これを嫌って県外の金光学園などの進学校に進学する者が続出します。府中・神辺など10学区からも合わせると毎年300名もの生徒が岡山県に流出しました。筆者はこの中には解放教育・偏向教育を嫌って県外に脱出した生徒も多数いたと考えています。この総合選抜制度は平成10年に廃止されるまで22年間続けられました。

昭和 51 年は、主任制闘争が激しく行われた年でした。特措法強化改正を要求して糾弾闘争が激しく

行われた年でした。狭山闘争が公教育現場に持ち込まれ、学校現場で「ゼッケン登校」「部落民宣言」が行われ、解同のイデオロギーで狭山学習が行われた年でした。校長や教員らの自殺や失踪事件が相次いだ51年。事件があった51年はこのような闘争が行われていたのです。